

非常勤職員 就業規則 概要

認定NPO法人 地域福祉を考える会

雇用契約	●NPO法人 地域福祉を考える会との非常勤職員（パート）契約
職種	●伊勢原市内の児童コミュニティクラブ支援員 等
就業場所	●伊勢原第1児童コミュニティクラブ または 伊勢原第2児童コミュニティクラブ または 比々多第1児童コミュニティクラブ または 比々多第2児童コミュニティクラブ (配置替えあり)
待遇	●時間給 支援員経験あり・指定免許あり：試用期間（100時間）1162円期間終了時面談後1220円 （契約時に放課後児童支援員認定資格研修修了証（コピー）と実務証明書（コピー可）を提出） 支援員経験あり・指定免許なし：試用期間1162円期間終了時面談後1170円、2年後1220円 支援員経験なし・指定免許あり：試用期間1162円期間終了時面談後1170円、2年後1220円 支援員経験なし・指定免許なし：試用期間1162円期間終了時面談後1170円、2年後1220円 学生バイト、大人バイト：1162円 1）交通費実費支給 ◇ただし、片道の通勤距離が2km以下の場合には支給しない。 ◇自転車および自動車通勤の場合、片道の通勤距離が 5.0kmまでは150円/日、5.0km以上は250円/日とする。 2）労災保険制度加入 3）社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険）は適用外扱いとする。 ただし、常勤（1週あたりの勤務日数が5日以上もしくは1週あたりの勤務時間が20時間を超える場合）は雇用保険に加入します。 4）年次有給休暇は、6ヶ月勤務以降更に継続勤務する場合に取得できる。 その場合の付与時間は前年度の平均勤務時間とする。
勤務形態	●非常勤職員契約としてのパート勤務
勤務日	1）月曜から金曜日までは、放課後から夕方6時半頃まで 2）土曜および学校休業日は、朝8時から夕方6時半頃まで （前月末に翌月の勤務割が表示されます）
休日	日曜、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

- 契約期間 ● 6ヶ月単位（3月末および9月末）の更新
- 試用期間 ● 支援員にあつては、実勤務時間累計100時間まで
- 賃金支給日 ● 月末締切り、翌月20日支払い。（休日の場合は繰上げ）
- 支払い方法 ● 伊勢原市農業協同組合 伊勢原市内支所の本人口座への振込み
- 賃金控除項目 ● 所得税の源泉徴収（税務署の指導に従う）
● 雇用保険加入者は雇用保険料
● 市県民税の特別徴収
- 提出書類 (1) 求職申込書 履歴書（自筆かつ写真添付）・経歴書・求職動機、等
(2) 身上書
(3) 誓約書
(4) 身元保証書
- 解雇条項 ● 次のいずれかに該当するときは解雇する。
(1) 伊勢原市との事業委託契約が終了した場合
(2) 事業の縮小、解散その他事業の運営上やむを得ない事情により、非常勤職員の減員が必要となったとき
(3) 勤務成績又は業務能率が著しく不良と認められたとき 等

以上

なお、これは平成20年2月1日付「非常勤職員就業規則」の抜粋である。